

令和 6 年中標津町議会 3 月定例会委員会代表質問

通告	質問委員会・議員	質 問 事 項
1	厚生常任委員会 1 番 平 山 光 生	子育て応援制度の確立を 1) 子育て世代の雇用拡大対策について 2) 保育士不足の緩和対策について 3) 医療費・給食費の一部負担について

令和6年3月定例会委員会代表質問

通告 1

厚生常任委員会

質問 子育て応援制度の確立を

ひらやま ひろみ
平山 光生 副委員長

【質問：平山 光生 副委員長】

1 番、平山光生です。厚生常任委員会を代表しまして、子育て応援制度の確立を求める代表質問をさせていただきます。

私たち厚生常任委員会は、現在直面している出生数の低下に直結する子育て支援の方向性についての可能性を得るためにも、昨年5月に実施した道外視察研修では、岡山県奈義町と広島県府中町で取り組んでいる子育て施策について研修してまいりました。

岡山県奈義町は、岸田総理が視察を行ったことでも有名ですが、奈義町子育て応援宣言を行い、1人の女性が生涯に産む平均子供数を推計した合計特殊出生率で、2019年度に日本一の2.95を記録している町で、少子化対策は生活に必要な施設や機能、サービスの維持にもつながり、最大の高齢者福祉であると言っています。

広島県府中町は、広島都市圏で1番子育てのしやすい町を目指し、切れ目のない支援、母子保健情報の電子カルテ化とAIの活用でリスク予防する、ひろしま版ネウボラ構築モデル事業を実施している町です。

中標津町の2013年から2017年までの合計特殊出生率は1.58で、第2期中標津町まち・ひと・しごと創生総合戦略で目標とする2030年までに1.7へ引き上げるためには、子育て支援に本気で取り組む姿勢が必要だと思っています。

道外視察研修後、当委員会の分科会では当町の実情を確認するために、3歳未満児を子育て中の母親を主とした懇談会を開催、また児童館等に設置していただいた意見箱にて切なる声を集めました。1番多かったのは子育ての教育費用への不安、次いで高い保育料、医療費・給食費の負担、放課後デイサービスの不足がありました。ほかにも保育



園の2号枠の不足、支援や制度の情報不足、妊婦健診の健診費用の負担、家族用の借家が少なく高い、医療的ケア児の小学校進学に対する体制の不安なども寄せられました。

子育ての教育費用への不安の中で、特に妊娠してから義務教育期間にかかる最低限度の費用が全て無償となることが理想ですが、国の施策を併用しても難しいことは明らかなです。だからといって近隣の1市3町が独自の子育て支援に着手している中、国の施策が確立するのをただ待っていては、これからも中標津町で子どもを産み育てたいと思う世帯がどれくらいいるのでしょうか。奈義町も府中町も最初から現状の財源確保が出来ていたわけではありません。最初は規模が小さくても、少しずつ財源を確保していったということでした。もちろん、本町も子育て支援を拡大していくと、ほかの事業へ影響が及ぶことも出てきます。だからこそ行政だけではなく、町民皆さんの協力が必要となってくるのです。

これらを踏まえて3点を町長に質問させていただきます。。

質問1 子育て世代の雇用拡大対策について

【質問：平山 光生 副委員長】

1点目、子育て世代の雇用拡大の対策について。子育て世代の中には、働きたくても長時間勤務が出来ない方は少なくありません。そのような中、近年の物価高騰に加え、子育てに必要な費用が増加していることが教育費用への不安につながっていると思います。

奈義町では人・地域・仕事をつなぐ、奈義しごとえんという、子育てしながらでも就労できる仕組みや環境を整備し、町民主体で法人化した、仕事コンビニ事業を行っています。仕組みとしては、シルバー人材センターのように委託された仕事を皆でワークシェアする仕組みです。子育て世代は子どもが幼稚園の間だけなど、時間の制約があるだけで、様々なスキルを持った方がいます。

中標津町でも雇用拡大が進む仕事コンビニ事業の取り組みは、人手不足の解消のみならず、地域活性化、そして子育て世帯の経済的不安の軽減にもつながると考えますが、町長の考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

平山議員御質問の1点目、子育て世代の雇用拡大対策について御答弁申し上げます。

子育て世代は、議員御指摘のとおり様々なスキルをお持ちで就労意欲がある方が、隠

れた労働力として重要な人材と認識をしております。このような方々が時間の合間を活用し、短時間労働することによって地域の人手不足の解消や世帯の所得の増加など地域活性化につながるものでございます。

今回、議員が例示されました、仕事コンビニ事業、ひとづくりと仕事づくりを官民連携で行う業務委託型短時間ワークシェアリング事業でありまして、まちづくりコンサルタントと人材コンサルタントが共同で全国展開している事業のようでございます。道内では東川町や奈井江町で展開しているようでございますので、子育てと両立し、安心して働ける社会づくりに向けまして、情報収集を進めてまいりたいと考えております。

質問２ 保育士不足の緩和対策について

【質問：平山 光生 副委員長】

２点目の質問をさせていただきます。２点目、保育士不足の緩和対策について。

３歳以上児の保育料は無償となりましたが、３歳未満児の保育料は所得に応じた保育料が発生します。北海道の保育料軽減措置がありますが、それでも世帯の所得制限があり、夫婦共働きで収入が増加しても、３歳になるまでは保育料の支払いのために働いているような状況です。

また、３歳未満児が保育園に通っている間に、下の子のために育児休業を取得した場合、退所しなければいけなかったという声がありました。授乳間隔が短い赤ちゃんのお世話をしながら、元気いっぱいの上の子の育児はまとまった睡眠も取れず、心身ともに疲れてしまいます。

しかし、内閣府の資料によれば、保育の必要性の認定基準の一つに、育児休業の取得時に、既に保育園を利用している子供がいた場合は継続利用が可能であることが示されています。保育士不足が原因だとは思われますが、現在取り組んでいる保育士育成事業だけでは解決に時間がかかってしまいます。

奈義町では、保護者同士が助け合い、保育士と協力し合いながら自主的に保育活動を行う、自主保育たけのこが行われ、府中町では、祖父母等が保育所入所要件を満たす３歳未満児の保育を継続的に行っている場合、児童１人につき月額１万５,０００円を祖父母に支給する、プラチナ保育事業を行っていました。３歳未満児は保育士を多く必要とするので、このプラチナ保育事業は保育士不足解消につながると考えます。

中標津町においても２号３号保育枠の確保のためにも、プラチナ保育事業の実施と、３歳未満児の保育料一部補助を実施する必要があると思いますが、町長の考えをお聞か

してください。

【答弁：町長】

2点目の保育士不足の緩和対策について御答弁申し上げます。

現在、未就学児童の保育施設への待機児童は、令和4年度に地域型保育所のこども園かぼの及び、くるり中標津が開設されたことによりまして、年度当初の待機児童はおりませんが、年度途中は数名が待機、または潜在待機している状況となっております。そのため、保育施設への入所が出来ない乳幼児の受け皿として、一般型の一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業を行い、近年は計根別地域の一時預かり事業や家庭的保育所を開設してきました。

一般型の一時預かり事業とファミリーサポートセンター事業は、現在、こども園かぼのに委託して実施しておりますが、以前はNPO法人子育てサポートネットる・る・るに委託しておりました。子育てサポートる・る・るは、自主的に立ち上がった組織でありまして、子育て中の母親のケアサポートを中心とした事業を自ら実施しており、その組織があったからこそ、現在の一時預かり事業等の実施につながっております。

地域の人材はまちづくりを進める上でも重要であり、奈義町では自主保育たけのこ、府中町ではプラチナ保育事業と、地域の人材を活用した事業だと認識しております。このプラチナ保育事業は、多世代で子育てを支援を進めることや、保育士不足による潜在待機児童対策として、平成29年から開始した事業でありまして、地域で子どもたちを見守る取り組みの一つになっています。

本町としては、保育施設への入所が出来ない乳幼児の受け皿として、一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業などを引き続き実施していくとともに、プラチナ保育事業につきましては、調査研究を進めてまいりたいと思います。

また、保育料の補助については、過去の一般質問でも答弁いたしましたが、保育料の減額等を行った場合、保育園等に入園を希望する乳幼児が増加しまして、現在の保育枠では入園出来ず、待機児童の増加が予想されております。待機児童の解消のためには、さらなる保育士の確保が必要となることから、令和5年度から令和6年度で策定予定の第3期中標津町子ども・子育て支援事業計画において、町民の保育ニーズを把握するとともに、計画を策定していく中で、本町に必要な子育て支援施策を総合的に判断し、推進してまいりますので御理解をお願い申し上げます。

【再質問：平山 光生 副委員長】

1 番、平山光生です。再質問させていただきます。

先ほど、年度当初の待機児童はいませんが、年度途中は数名が待機、または潜在待機をしている状況との答弁がありました。共働きの世帯が多い現在は、子供の誕生日が違うように、復職希望の時期が年度途中になることも多く、保育園が決まらず、復職可能日が事業所に伝えられない、働きたいのに働けないということが大きな不安につながります。もちろん、一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業等のサポートがありますが、1か月に60時間という制限があり、とても不安の解消にはなりません。

現在の保育枠では足りていないということ、そして保育士の配置基準の改正や令和8年度には開始予定の子ども誰でも通園制度に向けて、さらなる保育士不足が想定される中、保育士不足の緩和と就労環境の整備に少しでも貢献が期待されるプラチナ保育についての調査研究に加え、町民の保育ニーズを把握する際には、1項目としてこのプラチナ保育の事業も取り上げていただけるということによろしいでしょうか。質問です。

【答弁：町長】

再質問に御答弁申し上げます。

町の事業といたしましては、保育者の不足に係る部分で、学業に行く方々への支援ですね、それも行っておりますし、そういった部分で保育士の不足を補うように努力をしているところでございます。

また、そのほかにもその地域地域に合ったシステムがございますので、全てそこに集約できるものが何かというのは研究対象にはもちろんなりますので、今後ともですね、いろんな部分で保育をしっかりと事業として展開できるように努力してまいりたいと考えております。以上です。

質問3 医療費・給食費の一部負担について

【質問：平山 光生 副委員長】

1 番、平山光生です。3点目の質問に移らせていただきます。医療費、給食費の一部負担について質問させていただきます。

医療費については、1市4町で独自の事業を行っていないのは中標津町のみとなっています。給食費無償化については、令和6年度未実施なのは中標津町と羅臼町となっています。中標津町の子ども的人数は他町よりも多く、両方の施策を実施すると、およそ

2億600万円かかるという数字が出ています。とても最初から2億円の予算を組めるとは思っていないです。

しかし、出来ないからゼロではなく、医療費の実施負担分の2割を町で負担することや、給食費の2割負担など、少しでも子育て世代を応援する町の真摯な姿勢を見せることが大切ではないでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

3点目の医療費・給食費の一部負担について御答弁申し上げます。

現在、本町の小児医療費の状況としましては、北海道が行う乳幼児等医療費助成制度により、未就学児童が医療機関を受診した際にかかる医療費と、小学生が入院した場合の医療費をそれぞれ助成しておりまして、3歳児未満及び、町民税非課税世帯は初診時一部負担金を除いた医療費を全額助成しておりまして、3歳以上の町民税課税世帯は本人負担分のうち、未就学児童は1割、小学生は2割を助成し、残りの1割が本人負担となっております。

議員御指摘のとおり、町単独事業として、小児医療費の拡大助成を行っていないのは、管内で本町のみとなっております。18歳までの医療費について所得制限を撤廃し、本人負担分の全額を助成した場合の試算額でありますけれども、約8,900万円の予算が必要となっております。本町としましては、働く女性の就労環境の充実に注力しておりまして、先ほど説明しました一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業、病児保育事業のほか、近年、利用が増加しております児童館の指導員の勤務時間をフルタイム化し、指導員確保のための処遇改善を来年度から実施する予定となっております。

小児医療費の段階的实施を含めた拡大助成につきましては、過去の一般質問でも答弁いたしました。令和5年度から6年度で策定予定の第3期中標津町子ども・子育て支援事業計画の計画内容を踏まえ、本町に必要な施策を総合的に判断し、子育て支援施策の充実に向け、検討してまいりますので御理解をお願いします。

次に、給食費の無償化でございますが、本年4月から9月まで物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としまして、小・中学校、義務教育学校の児童生徒の給食費を無償化することとしております。それ以降の無償化につきましては、厳しい財政状況から難しいと考えておりますが、給食費の無償化について研究中である国の動向を注視するとともに、無償化の取り組みに向けた調査研究を引き続き行っていきたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

【再質問：平山 光生 副委員長】

1 番、平山光生です。再質問させていただきます。

まず医療費についてですが、町独自の補助事業は行わず、児童館の指導員確保のための処遇改善を来年度から実施するということでした。北海道の助成制度の活用後、本人負担は1割であると言いますが、免疫力が低い子どもたちは何度も受診しますし、兄弟がいれば1度に全員受診することもよくあることとなっています。何より、医療費の助成をしてほしいという声、そして積み重なる医療費は影響が大きいとの声がありますので、年に数回までの受診にかかる医療費を無料など、少しでも取り入れる検討をしてはいただけないでしょうか。

そして給食費ですが、本年4月から9月まで、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、小・中学校、義務教育学校の児童生徒の給食費を無償とするということですが、これは一時的な対処であり、実際に9月以降の無償化は難しいとのことでした。年内にゼロか100かと家計負担が変わるのは余りにも見通しが暗すぎるのではないのでしょうか。令和6年度は交付金を活用し、年度を通した2分の1の助成、令和7年度は牛乳や副菜などの一部助成と、国の動向を注視するだけではなく、無償化に希望の持てる、負担軽減に向けた取り組みを行う必要があると考えます。

少しでも負担軽減につながる取り組みを行うことについて、どのようにお考えでしょうか。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

医療費の負担につきましては、先ほど申し上げましたとおり、予算額が高騰になるということ、それと我が町では、子育て支援の方策としましては、先ほど申し上げました児童館を中心とした活動を重視しているという部分でございます。

給食費の町の負担につきましては、半年分というふうにしたのはですね、実際にやりますと、通年で仮にやったとした場合にですね、その予算を使ってやりますと、非常に事務が煩雑になるというところがございます、それで半年にというふうにしたものでございます。以上でございます。

【再々質問：平山 光生 副委員長】

はい。もう1度、再質問させていただきます。

今年度のことについては仕事の煩雑があったということなんですが、今後ですね、少

しでも負担軽減につながる取り組みを行うことについて、どのようにお考えかもう一度お答えいただけるでしょうか。お願いいたします。

【答弁：町長】

負担軽減の部分に関しましては、それぞれ考え方いろいろございますが、何のためにするのっていう話であります。単に負担すればいいというだけではなくて、負担することが町の財政、それから住民の方にとりまして、どういう意味合い、政策につながっていくのかってことはしっかり考えていかなければならないというふうには私は思っております。

それからすると、世帯の収入がきちっと増えなければ最終的には物事はやっぱりうまくいかないという部分でございますので、できればそちらを向きながら、そういった施策につながるような努力をしたいというふうに考えております。以上です。